

令和2年度(2020年度)有料老人ホーム実地検査指導施設数

振興局名	届出済				未届け				サ高住				合計			
	検査 施設数	指導施設数			検査 施設数	指導施設数			検査 施設数	指導施設数			検査 施設数	指導施設数		
		文書指導施設数	口頭指導施設数			文書指導施設数	口頭指導施設数			文書指導施設数	口頭指導施設数			文書指導施設数	口頭指導施設数	
空知	2	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	1	6	1	0	1
石狩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後志	8	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3	2	2
胆振	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
日高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上川	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
留萌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宗谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オホーツク	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0
十勝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	13	13	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13	1	13
根室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	35	18	4	16	0	0	0	0	4	1	0	1	39	19	4	17

令和2年度（2020年度） 有料老人ホーム実地検査の結果について

1 実地検査結果概要

検査 施設数	指導施設数		指導事項件数			
	文書指導 施設数	口頭指導 施設数	文書指導 件数	口頭指導 件数		
40	19	4	17	45	9	36

※未届け有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームを含む。

2 主な指導内容

(1) 文書指導

ア 事故（4）

有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じること。

(7) 事故が発生した場合の対応、(イ)に規定する報告の方法等が掲載された事故発生某時のための指針を整備すること。

(イ) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

(ウ) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(エ) 入居者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに道及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

イ 管理規定（1）

入居者の定員、利用料、サービスの内容及びその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応などを明示した管理規定を設けること。

ウ 金銭管理（1）

設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあつては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規定等で定めること。

エ 虐待防止（身体拘束適正化）（1）

設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他高齢者虐待防止等のための措置を講ずること。

(2) 口頭指導

ア 事故（13） ※（1）文章指導 ア 事故と同様につき省略

イ 金銭管理（7） ※（1）文章指導 ウ 事故と同様につき省略

ウ 契約内容（4）

入居契約書において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨、利用料等の費用負担の額及びこれによって提供されるサービス等の内容、入居開始可能日、身元引受人の権利・義務、契約当事者の追加、契約解除の要件及びその場合の対応、前払金の返還金の有無、返還金の算定方式及びその支払時期等が明示されていること

エ 非常災害対策（1）

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すること。

オ 感染症対策（1）

- 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。
- ・ 介護職員等の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。